

令和3年第1回

愛北広域事務組合議会定例会会議録

令和3年2月18日

愛北広域事務組合議会

令和3年第1回愛北広域事務組合議会定例会会期日程

令和3年2月18日（1日間）

月 日	開 議 時 刻	摘 要
2月18日（木）	午後2時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開 会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸般の報告 ○ 議案審議 <ul style="list-style-type: none"> 議案第1号及び議案第2号の一括説明 <li style="padding-left: 40px;">精 読 <li style="padding-left: 40px;">（議案ごとに） <li style="padding-left: 40px;">質 疑 <li style="padding-left: 40px;">討 論 <li style="padding-left: 40px;">採 決 議案第3号の説明 <li style="padding-left: 40px;">精 読 <li style="padding-left: 40px;">質 疑 <li style="padding-left: 40px;">討 論 <li style="padding-left: 40px;">採 決 議員提出議案第1号の説明 <li style="padding-left: 40px;">質 疑 <li style="padding-left: 40px;">討 論 <li style="padding-left: 40px;">採 決 ○ 令和3年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における行政視察、調査活動等について <ul style="list-style-type: none"> <li style="padding-left: 40px;">採 決 ○ 閉 会

令和3年第1回愛北広域事務組合議会定例会

開催日時 令和3年2月18日 午後2時00分

開催場所 愛北クリーンセンター 議場

本日の定例会に付した案件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第1号 愛北広域事務組合愛北クリーンセンター公害防止委員会設置条例の一部改正について

議案第2号 愛北広域事務組合尾張北部聖苑公害防止委員会設置条例の一部改正について

議案第3号 令和3年度愛北広域事務組合一般会計予算

議員提出議案第1号 議会の権限に属する事項中管理者の専決処分事項について

令和3年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における行政視察、調査活動等について

会議に出席した者の氏名

第1番	佐名 かよ子 君	第2番	酒井 正宗 君
第3番	丹羽 孝 君	第4番	矢嶋 恵美 君
第5番	澤田 憲宏 君	第6番	間宮 幹男 君
第7番	長谷川 泰彦 君	第8番	岡村 千里 君
第9番	丸山 幸治 君	第10番	諏訪 毅 君
第11番	吉田 鋭夫 君	第12番	宮地 友治 君
第13番	東 猴 史紘 君	第14番	片山 裕之 君
第15番	宮田 達男 君	第16番	田村 徳周 君
第17番	黒川 武 君	第18番	片岡 健一郎 君
第19番	水野 忠三 君	第20番	大野 慎治 君
第21番	木村 冬樹 君		

会議に欠席した者の氏名

なし

説明のため出席した者の氏名

管 理 者	山 田 拓 郎 君	代表副管理者	鯖 瀬 武 君
副 管 理 者	澤 田 和 延 君	副 管 理 者	久保田 桂 朗 君
副 管 理 者	鈴 木 雅 博 君	会 計 管 理 者	諫 山 知 真 君
事 務 局 長	岡 本 康 弘 君	業 務 課 長	堀 尾 道 正 君
事 務 局 員	永 井 恵 三 君	事 務 局 員	高 木 衛 君
事 務 局 員	阿 部 一 郎 君	事 務 局 員	牛 尾 和 司 君
事 務 局 員	片 岡 和 浩 君	事 務 局 員	隅 田 昌 輝 君
事 務 局 員	水 野 眞 澄 君	事 務 局 員	岩 田 雄 治 君
事 務 局 員	澤 木 俊 彦 君	事 務 局 員	村 田 武 司 君

(開会 午後 2時00分)

○事務局員 (岩田雄治君)

ただいまから、令和3年第1回愛北広域事務組合議会定例会の開会式を行います。

初めに、丹羽議長にご挨拶をいただきます。

○議長 (丹羽 孝君)

皆様、こんにちは。

皆様におかれましては、令和3年第1回愛北広域事務組合議会定例会をお願いしましたところ、定刻にご参集いただき、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、愛北クリーンセンターと尾張北部聖苑の公害防止委員会設置条例の一部改正についての2議案、令和3年度愛北広域事務組合一般会計予算、そして議員提出議案である議会の権限に属する事項中管理者の専決処分事項についてであります。慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

○事務局員 (岩田雄治君)

続きまして、管理者であります犬山市長から挨拶を申し上げます。

○管理者 (山田拓郎君)

皆さん、こんにちは。

今日は愛北広域事務組合の議会の定例会ということで、皆様ご参集いただきましてありがとうございます。

まずは、さきの岩倉市長選挙におきまして、久保田市長が再選をされました。おめでとうございます。また今後ともご指導お願いいたしたいと思っております。

さて、今議会、令和3年度の予算の議案もでございます。大変重要な案件ですので、皆様方にはしっかりご審議いただきまして、適切なるご決定いただきますよう、その点よろしくお願い申し上げます。簡単ですが、私からの挨拶とさせていただきます。では、よろしく申し上げます。

○事務局員 (岩田雄治君)

これもちまして、開会式を終わります。

議事に入ります前に、さきの選挙におきまして、岩倉市の久保田市長が当選されました。久保田市長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○副管理者 (久保田桂朗君)

今ご紹介をいただきました岩倉市長の久保田桂朗でございます。

1月29日から2期目がスタートいたしました。まだまだ新型コロナウイルス対策などこの尾張北部地域もたくさん課題がございます。皆様方と力を合わせてしっかりとその課題に向き合っていきたいと決意を新たにしておるところでございます。どうか皆様方にも引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。本日はこ

うした機会を設けていただきましてありがとうございます。

○議長（丹羽 孝君）

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、議会は成立します。

これより令和3年第1回愛北広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、議長において、4番 矢嶋恵美議員、17番 黒川武議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期については、議会代表者会においてご協議をお願いしました結果、お手元に配付しました会期（案）のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ました。

ここで、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長（丹羽 孝君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

続いて、監査委員から、令和2年11月及び12月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりであります。

愛北クリーンセンターと尾張北部聖苑の公害防止基準及び環境調査結果、そして愛北広域事務組合についての主な経過報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 愛北広域事務組合愛北クリーンセンター公害防止委員会設置条例の一部改正についてと日程第5、議案第2号 愛北広域事務組合尾張北部聖苑公害防止委員会設置条例の一部改正についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 山田犬山市長。

○管理者（山田拓郎君）

議案第1号及び議案第2号について、一括して説明させていただきます。

議案第1号 愛北広域事務組合愛北クリーンセンター公害防止委員会設置条例の一部改正についてと議案第2号 愛北広域事務組合尾張北部聖苑公害防止委員会設置条例の一部改正については、各委員会を円滑に運営するために改定するものでございます。

概要については、事務局長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽 孝君）

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

議案第1号 愛北広域事務組合愛北クリーンセンター公害防止委員会設置条例の一部改正について説明させていただきます。

改正理由につきましては、愛北クリーンセンター公害防止委員会を円滑に運営するため、所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、新旧対照表で説明させていただきます。

第6条の見出しを「会議」から「委員会の開催」に改め、現在の第1号の前に第1号として「委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」との規定を新たに加え、現在の第1号を第2号に、第2号を第3号に、第3号を第4号に改めるものです。

また、本則に第9条、委任として新たに条文を加え、「この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。」との規定を加えるものです。

この条例は、公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第2号 愛北広域事務組合尾張北部聖苑公害防止委員会設置条例の一部改正について説明させていただきます。

改正理由につきましては、こちらにつきましても、尾張北部聖苑公害防止委員会を円滑に運営するため所要の改正を行うものです。

主な内容につきましては、新旧対照表をお願いいたします。

第5条第1号に、副委員長を設ける規定を新たに加え、第2号で委員長の職務を、第3号に副委員長の職務を新たに加え、現在の第2号を第4号に、第3号を第5号とするものです。

第7条の見出しと第1項及び第2項中、「会議」とあるものを「委員会」に改める文言の整理を行い、現在の第2項の前に第2項として「委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」旨の規定を新たに設け、現在の第2項を第3項に、第3項を第4項に改めるものです。

本則に第9条、委任として新たに条文を加え、「この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。」との規定を加えるものです。

この条例改正により、2つの公害防止委員会の運営につきまして、取扱いを変更する

ことはございませんが、このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、尾張北部聖苑公害防止委員会につきましては、委員長に事故あるときを想定して、副委員長を新たに設けるものです。

両委員会に共通の事項としましては、状況によっては委員会への多くの委員の欠席も想定されることから会議の開催要件を定めるものです。両委員会は、年間2回の開催を定めておりますが、状況によって委員の参集を求めることが困難な状況も想定されることから、本則に管理者への会議運営の在り方についての委任規定を加え、書面開催などの方法も可能となるようにするものです。

説明は以上でございます。

○議長（丹羽 孝君）

以上で、議案説明が終わりました。

議案精読のため、暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時12分）

（再開 午後 2時25分）

○議長（丹羽 孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第1号及び議案第2号の議案審議を行います。

議案審議は議案ごとに行います。

初めに、議案第1号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（丹羽 孝君）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

議案第1号について討論を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（丹羽 孝君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第1号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（丹羽 孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

次に、議案第2号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なし)

○議長（丹羽 孝君）

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
議案第2号について討論を許します。
討論はありませんか。

(なし)

○議長（丹羽 孝君）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終結します。
これより議案第2号の採決に入ります。
本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長（丹羽 孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決されました。
日程第6、議案第3号 令和3年度愛北広域事務組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
管理者 山田犬山市長。

○管理者（山田拓郎君）

議案第3号について説明させていただきます。
議案第3号 令和3年度愛北広域事務組合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,385万1,000円と定めるものであります。
概要については事務局長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽 孝君）

引き続き概要説明を求めます。
事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

議案第3号 令和3年度愛北広域事務組合一般会計予算について説明させていただきます。
予算の概要でございますが、歳入歳出予算総額は5億7,385万1,000円で、前年度比2,116万4,000円の増額でございます。
初めに、主な内容について説明させていただきます。

保健衛生費では、尾張北部聖苑の火葬炉管理用パソコン更新修繕で、311万7,000円を計上しています。

現在、火葬炉は平成21年に更新されたパソコン1台で業務を集中管理しておりますが、パソコン本体の一般的耐用年数を大きく超えて使用されていることから、業務の安全な運営を確保するため機器とソフトウェアの更新を行うものです。

また、和室待合室入り口踏込部床面と斎場ロビー床面、管理棟入り口と斎場棟控室等の壁面の経年劣化に伴い汚損している箇所について、床材やクロスの貼替えを行うため、541万6,000円を計上しております。

火葬業務委託料では、令和2年度と比べ425万円の増額で4,556万6,000円を計上させていただきました。

火葬件数は年々増加しており、これに伴い火葬担当者の増員を見込ませていただきました。また、これまで職員と会計年度任用職員、シルバー人材センターへの委託で対応してきました受付業務を新たに火葬業務の委託内容に加え、令和4年2月から令和7年1月までの長期継続契約を締結させていただくものです。定年退職に伴う職員1名の減員が令和4年3月になるため、引継ぎの期間を見込んで契約の始期を令和4年2月とさせていただくものです。委託内容の変更に伴い、単年当たりの委託料は2,133万9,000円の増額となります。

清掃費では、愛北クリーンセンター施設包括管理運営業務委託の中で、硝化槽循環液吐出配管の敷設替えを予定しており、槽のしゅんせつで大量の沈砂が発生することが見込まれることから、その搬送処分に係る委託料として841万5,000円増の1,652万6,000円を計上しています。なお、硝化槽は2系統あり、令和3年度と4年度で1系統ずつの改修を予定しております。

令和3年度予算の主な内容については以上です。

次に、事業費ごとに予算概要についてご説明します。

予算説明書をお願いいたします。

予算説明書の9、10ページをお願いします。

款1項1目1議会費は、予算額150万4,000円で、前年度比3万1,000円の減額です。

令和3年度は、隔年で実施しております行政視察を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、予定をしておりました7月12日、13日での実施が困難な見込みであることから特別旅費と借上料など関連の予算を計上しておりません。

次のページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は5,636万3,000円で、前年度比200万円の増額です。退職手当で215万5,000円を計上させていただいていますが、令和3年度末で職員2名が退職するため計上させていただくものです。それ

ぞれの職員が担当した業務の年数に応じて、それぞれ総務管理費、保健衛生費、清掃費に分けて計上させていただいております。

17、18ページをお願いいたします。

項2監査委員費は14万1,000円で、前年度と同額でございます。

19ページ、20ページをお願いします。

款3衛生費、項1保健衛生費、目1火葬場事業運営費は1億9,995万6,000円で、前年度比1,249万円の減額です。

節1報酬では、令和4年2月以降、火葬業務委託の内容に受付業務を加えることから、会計年度任用職員の雇用を令和4年1月までとして計上しております。

節3職員手当等では、時間外勤務手当で前年比35万円増の60万円を計上しております。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方のご遺体の受入れについて、ご遺族等会葬者を介した感染拡大を避けるため、時間外での火葬対応をしているため増額させていただくものです。また、退職手当で489万円7,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

節10需用費のうち、消耗品費で施設における新型コロナウイルス感染症対策の消毒資材として、消毒用エタノール、希釈用蒸留水、清掃用消毒液に22万9,000円を計上しております。

25、26ページをお願いします。

節12委託料では、下から3行目の受付事務委託料で、シルバー人材センターに委託してきた土・日、祝日の受付業務委託を令和4年1月までとすることから、前年度と比べて41万9,000円の減額となっております。

次の行の火葬業務委託料では、主な内容で説明させていただきましたとおり、令和4年2月から委託内容に受付業務を加えることなどから、前年度と比べて425万円の増額となっております。

27、28ページをお願いします。

節17備品購入費では、新型コロナウイルス感染症対策として、斎場内式場と家族葬式場に空気清浄機を設置するため30万円を計上しております。

29ページ、30ページをお願いします。

項2清掃費、目1し尿処理場運営費は3億442万6,000円で、前年度比3,022万4,000円の増額です。

節3職員手当等で退職手当2,380万7,000円を計上しております。

節12の委託料では、主な内容で説明させていただきました硝化槽循環液吐出配管等敷設替えに伴いまして一時に多量の沈砂が見込まれるため、沈砂等運搬及び処分委託料1,652万6,000円を計上しております。

次に、歳入について説明させていただきます。

1 ページ、2 ページにお戻りください。

款1項1目1負担金については、5億3,292万1,000円で、前年と比べて2,489万1,000円増額となっています。

3 ページ、4 ページをお願いします。

款2項1目1衛生使用料は、2,743万5,000円で、前年と比べて1,000円の増額です。これは、当組合敷地に新たに電柱支線が張られたことに伴い、使用料1,000円を見込んだものです。

5 ページ、6 ページをお願いします。

款5項1目1繰越金については1,335万円で、令和2年度の繰越し見込みにより365万円の減額です。令和2年度の繰越し見込みで工事費の請負差額の見込みがなく、前年度と比べて減額させていただきました。

説明は以上でございます。

○議長（丹羽 孝君）

以上で、議案説明が終わりました。

議案精読のため、暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時38分）

（再開 午後 2時50分）

○議長（丹羽 孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第3号の議案審議を行います。

議案第3号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（丹羽 孝君）

8番 岡村千里議員。

○8番（岡村千里君）

8番の岡村千里です。

私からは2点、3款1項火葬場のことについて、委託料のまず木の維持管理に関することで、22ページから24ページで、樹木等維持管理の委託料ですけれど、昨年度の決算の金額を見ますと140万円程度で、今回の予算では518万円と結構大幅に増額していますが、その理由と、それから24ページにあります高木剪定等委託料というのは、これは事故のこを受けて入れたとは思いますが、この樹木等の維持管理と、それから高木の剪定とどういうふうになっているのかについてお尋ねします。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

樹木等維持管理委託料については、予算額としましては前年と同額で上げさせていただいております。

樹木の維持管理の委託料につきましては、聖苑の敷地内におきまして、落ち葉の清掃であるとか側溝の清掃、それから庭木に当たるものの維持管理、こういったものを定期的に行っていただいております。

一方で、高木剪定につきましては、そうした作業の中で処理が困難である高い、育ってしまった木につきましては、機材を持ち込んで養生しながら作業をする、そういった内容のものになっています。よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（丹羽 孝君）

岡村千里議員。

○8番（岡村千里君）

ありがとうございます。適正な管理をお願いしたいと思います。

2点目ですけれども、火葬業務委託、それから受付事務の業務委託についてですけれども、令和4年から令和7年の3年間について今後委託をしていくということなんですけれども、これまでの委託とはどういう点で違うのか、また業者選定のスケジュールだとか、そういうことが分かれば教えてください。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

現在、尾張北部聖苑につきましては、受付業務を正規職員、それから会計年度任用職員で平日を担当しておりまして、土曜日、日曜日、祝日についてシルバー人材センターで対応しております。

しかしながら、当組合は組合採用の職員補充をしないという方針でやってきておりますので、今後減員が見込まれておりまして、令和4年の3月で1名、それから令和7年度の3月でさらに1名退職を迎えてまいります。こうしたことと、現在会計年度任用職員をお願いしている方につきましても、65歳を超えた方でございまして、健康上の関係などから引き続きということがなかなか難しい状況、シルバー人材センターにつきましても、ご高齢の方が長くご担当いただいております、勤務場所、それからお仕事は土・日、祝日に集中するということになりますので、新たな方を見つけることが非常に困難であるということから、火葬業務に入れさせていただくように考えております。

予定といたしましては、10月頃に指名競争入札をさせていただいて、業者選定をい

たしまして、令和4年の2月に契約が締結できるように事務を進めてまいりたいというふうに考えております。お願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（丹羽 孝君）

21番 木村議員。

○21番（木村冬樹君）

21番 木村です。

3点ほどになろうかと思えます。

ちょっと説明を聞き落としているかもしれませんので、既に説明しているものであれば申し訳ありません。

1点目は、予算の説明書でいきますが、15ページ、16ページ。

備品購入費ですが、この備品購入は何を買うのか。備品購入費、説明書の中ではもう予定しているものがあれば、そのものを表示しておく方がいいのではないかなと思えますが、その点も含めてまずお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

総務管理費の備品購入費でございますが、現在、この管理棟に情報を取得するためにテレビが1台ございます。こちらが現在映ったり映らなかったりというようなことで不具合が出てきておりますので、新年度予算で更新をさせていただきたいというふうに考えております。

内容についての資料の調整につきましては、今後検討させていただきたいと思えます。

(挙手する者あり)

○議長（丹羽 孝君）

木村議員。

○21番（木村冬樹君）

分かりました。ぜひ検討していただいて、表示できるものは表示していただくほうがよりよい、分かりやすい説明になろうかと思えますので、よろしく申し上げます。

2点目ですが、説明書の29、30というところで、クリーンセンターのほうの公害防止委員会で特別旅費が含まれております。今コロナ禍ということで、少し集団でいろいろ動くのはどうなのかなという思いもあるわけですが、この特別旅費についてはどのようなことを予定しているのか、また中止などもあり得るのか、こういった点についてお聞かせください。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

公害防止委員会の行政視察でございますが、隔年でクリーンセンターと尾張北部聖苑で実施をさせていただいてきております。

しかしながら、令和2年度中につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で予定しておりました視察自体を延期しております。来年度につきましても、感染状況によっては受入先の関係もございますので、時期を見て適切に判断をしていきたいというふうに思っております。

（挙手する者あり）

○議長（丹羽 孝君）

木村議員。

○21番（木村冬樹君）

分かりました。ぜひ適切な判断を、なかなか予断を許さないことでありますので、そういった時期に適切な判断をお願いしたいというふうに思います。

最後の点ですが、私は1年間この愛北広域事務組合議会のブランクがありましたので、少しお聞きするわけですけど、31、32ページのクリーンセンターの施設包括管理運営業務委託料についてお聞かせください。

これは、令和2年度からこういう形での包括委託になっているというふうに思います。それで、令和元年度までは修繕費が結構な額が含まれてきたものを、その修繕も含めて包括委託するということにこの令和2年度になっているというふうにお聞きしていますが、令和2年度の実績として修繕がどのような形で行われたのか、委託の中でどういふふうに行われてきたのか、修繕料、結構老朽化の中で非常に多額にかかってくるんじゃないかなというふうに思うわけですけど、そういったところがどういう状況であったのかということについてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

ご質問いただきましたクリーンセンターの施設包括管理運営業務委託でございますが、こちらにつきましては、従来組合職員で実施をしておりました修繕など機器のメンテナンスに関わる部分につきましても、あらかじめ見込まれる分については委託料に組み込まれており、その中で計画的に実施をされてきております。

実際には、細々とした緊急修繕というのは発生してきておりますけれども、そちらにつきましては組合職員のほうに、この緊急修繕について実施していかというようなことで相談がありまして、内容を精査した上で実施を許可している、そういう流れで進んできております。

毎月そういった修繕などの執行状況、薬剤等の購入状況などについては報告をいただ

いておりまして、履行管理につきましては、定期的に実施をさせていただいております。

緊急修繕として、令和2年度ここまでに実施をしてきておりますものの大きなものは、沈砂汚泥ポンプの修繕で218万円、受入れ室照明器具修繕で149万円、こうしたものの積み上げで今までに20件ほど、1,082万円ほどの修繕を実施しているというふうに確認しております。

(挙手する者あり)

○議長（丹羽 孝君）

関連ですか。4回目になりますけれども。

○21番（木村冬樹君）

関連で1つだけ。

今、施設包括管理運営業務委託料の中にそういった1,000万円を超える修繕のことも行われた委託になっているということでもあります。

例えば令和元年度でいきますと、オーバーホールがたくさんあったもんですから4,000万円ぐらい修繕料がかかっています。それも含めて、それを1回やったから今後の修繕はあまりないかということで、包括委託になっているのかなというふうに思うわけですけど、予算の考え方として、需用費での修繕料というのも少し検討しておいたほうがいいのではないかなと思うんですけど、そういった点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

実際に5年間の施設包括管理運営業務委託を開始するに当たりまして、計画的なものを中心にしっかり見込ませていただいております。

緊急修繕で高額なものが発生した場合には、対応が必要になってくる部分も今後発生する可能性はございますけれども、当面現在の委託料の範囲内で賄っていくものというふうに考えております。

○議長（丹羽 孝君）

ほかに質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

○議長（丹羽 孝君）

7番 長谷川議員。

○7番（長谷川泰彦君）

私のほうから2点ほどお聞きいたしたいと思います。

3款衛生費、1項保健衛生費の1目火葬場事業運営費からお尋ねいたします。

予算書の24ページ、区分12の中に、給茶機保守点検委託料29万7,000円が

計上されていますが、ちょっと場所が変わりますが、総務費の中のページ16の中に、ここも給茶機保守点検料6万円が計上されています。その火葬場のほうの29万何がしのほうなのですが、これと機種は違うかと思うんですが、これだけの保守点検料というのは、実は去年の段階も同じような予算額が上がっていると思うんですが、どのような給茶機でこれだけの金額がかかるのか教えてください。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

火葬場事業運営費とそれから総務管理費それぞれで給茶機の関係の委託料を組ませていただいておりますが、クリーンセンターの管理棟に1台、それから尾張北部聖苑の待合室のところに5台給茶機を置かせていただいております。

委託業務の内容といたしましては、定期点検を年に1回、それからフルメンテナンスを1回ということで対応をいただいております。この点検の中で、浄水器のカートリッジの交換など必要な対応をしていただいております。

実際に1階の休憩室、食堂のところに、給茶機については実物が設置されてございますので、後ほどご覧いただければというふうに考えております。

（挙手する者あり）

○議長（丹羽 孝君）

7番 長谷川議員。

○7番（長谷川泰彦君）

再質疑させていただきます。

火葬場のほうの給茶機ですが、これは使用年数はいかほどか。それと年数において、新たに買い換えるか、あるいはリースなどしてこういう保守点検委託料を下げることができるのか、その辺のお考えをちょっとお尋ねいたします。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

この給茶機でございますが、平成28年度に購入をさせていただいたものでございます。当面これについては同じような契約内容で保守管理に努めてまいりたいというふうに考えておりますが、更新の時期が参りましたら、その在り方について比較検討させていただいた上で、より安価に品質のよいもので対応させていただければというふうに思います。

（挙手する者あり）

○議長（丹羽 孝君）

7番 長谷川議員。

○7番（長谷川泰彦君）

ありがとうございました。

2点目、今同じ24ページの中に、去年の令和2年度の予算書を見ますと、そこに階段昇降機点検委託料というのが計上されておったんですが、今回予算説明書の26ページの中に、手数料の項目の中に、階段昇降機法定点検手数料ということでそちらに計上されています。

12番の委託料からこちらに節の説明場所が変わっておりますが、これはどういう意味があって変えられているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

実際には、この階段昇降機につきまして法定の点検を受けるということでございますので、内容が変わっているわけではございませんが、もともと委託料で計上しておりましたものが、手数料で組ませていただくほうがより正確ということで組替えをさせていただきます。

（挙手する者あり）

○議長（丹羽 孝君）

7番 長谷川議員。

○7番（長谷川泰彦君）

再質疑といいますか、より明確ということは、特に大きな問題はないとは思いますが、その明確さというのはどういうところでしょうか。ちょっと分かりづらいんですが。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

申し訳ございません。

予算科目の組み方として、適切なところに今回区分させていただいたということでご理解いただければと思います。

○議長（丹羽 孝君）

ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（丹羽 孝君）

19番 水野忠三議員。

○19番（水野忠三君）

予算説明書のほうの30ページの下のほうでございます。

沈砂等運搬及び処分委託料1,652万6,000円に関連いたしまして、主な内容

のほうでも言及がございましたが、硝化槽循環液吐出配管等敷設替え及び硝化槽のしゅんせつを行うためということで、本来2系統あるその硝化槽のうち、施工期間中は1系統のみの運転になります。それで、施工期間中無事に行われることが望ましい、本来そうあるべきだと思いますが、1系統のみの運転になりますので、万が一この運転している1系統のほうにトラブルが生じた場合などバックアップ、あるいはそのフェイルセーフといいますか、この1系統のみになったときの、その1系統に何かトラブルがあった場合はどのような対策を取られるのでしょうか。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

ご質問いただきました硝化槽、2系統ございますけれども、どちらも並行して常時動かしているものではございません。実際には1系統がメンテナンスができるようにということでバックアップのためにもう1系統が準備されているということでございますので、今回は施設の建設から一度もこの吐出配管等のメンテナンスといいますか、設備の更新を行ってきておりませんので、長寿命化のためにそれぞれの系統について配管の敷設替えをさせていただくということで計上させていただいております。

実際には搬入業者の連絡会議等でもお願いをいたしまして、ゴールデンウィークの期間中に計画的に搬入量の制限をかけさせていただきながら作業のほうをしていく計画でございます。よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

○議長（丹羽 孝君）

19番 水野議員。

○19番（水野忠三君）

それでちょっと関連いたしまして、影響が少ないゴールデンウィーク期間中に施工予定ということでございますが、コロナ禍の下でステイホームといいますか、通常と違うゴールデンウィークの過ごし方も本年は考えられるかと思いますが、そういう場合でも特に問題がないということでよろしいでしょうか。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

実際には4月20日から5月12日までの期間、この期間で実施をさせていただく予定をしておりますので、搬入いただく量の割り振りについて、十分搬入業者の方々と調整をさせていただいてやってきておりますので、十分カバーができるものと考えております。

○議長（丹羽 孝君）

ほかにございませんか。

(なし)

○議長（丹羽 孝君）

それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第3号について討論を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長（丹羽 孝君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第3号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長（丹羽 孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

日程第7、議員提出議案第1号 議会の権限に属する事項中管理者の専決処分事項についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番 岡村千里議員、登壇してください。

○8番（岡村千里君）

8番の岡村千里です。

議案の朗読及び説明を加えさせていただきます、私のほうから提案させていただきます。

令和3年議員提出議案第1号 議会の権限に属する事項中管理者の専決処分事項について

上記の議案を別紙のとおり、愛北広域事務組合議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）第13条第1項の規定により提出します。

令和3年2月18日提出 愛北広域事務組合議会議長 丹羽孝様

提出者といたしましては、愛北広域事務組合議会議員 岡村千里、同じく宮地友治議員、同じく黒川武議員、同じく酒井正宗議員、同じく矢嶋恵美議員です。

提案理由、この案を提出するのは、議会運営の効率化を図るとともに、管理者の事務の能率的な執行に資するため、議決機関である組合議会において独自の判断をする余地のない簡易な事項を、管理者において専決処分することができる事項として地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき指定する必要があるから

であります。

とりわけ、昨年8月に尾張北部聖苑第1駐車場において、樹木の枝が落下し、駐車中の車体が破損するという事故が起きました。その損害賠償の対応が遅れてしまいました。今後こういった対応を早く行うために一定の専決処分の規定が必要と考えます。

内容につきましては、次ページをご覧ください。

議会の権限に属する事項中管理者の専決処分事項（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1の規定により、次の事項を管理者において専決処分することができるものとして指定する。

- 1 法律上の義務に属する1件50万円以下の損害賠償の額を定めること。
- 2 愛北広域事務組合が当事者となる和解及び調停で、その目的額が1件50万円以下のものに関すること。
- 3 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約で、300万円以内の契約金額の変更に関すること。

附則といたしまして、この事項は、議決の日から適用する。

専決処分といいますのは、どの範囲で行うのか非常に気をつける必要があり、濫用等は許されません。この内容は他の組合のものを参考にし、金額についてもできるだけ高額にならないようにと配慮されております。

項の3の300万円というのは、岩倉市の規定を参考にしております。

各議員の皆様におかれましては、この提案につきましてご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長（丹羽 孝君）

ご苦勞さまでした。

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（丹羽 孝君）

ご異議なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号について採決に入ります。

本案について、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（丹羽 孝君）

挙手全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決することに決

しました。

日程第8、令和3年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における行政視察、調査活動等についてを議題といたします。

本件は、令和3年度において、組合議員が議会閉会中において行政視察や調査活動等を行うことができるよう決定を求めるものでございます。

お諮りいたします。

令和3年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における行政視察、調査活動等を行うことについては、決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長(丹羽 孝君)

ご異議なしと認めます。よって、令和3年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における行政視察、調査活動等を行うことについて決定いたします。

以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和3年第1回愛北広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

○事務局員(岩田雄治君)

ただいまから閉会式を行います。

丹羽議長にご挨拶をいただきます。

○議長(丹羽 孝君)

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には議事運営に格別のご協力を賜り、本日予定されておりました全日程を滞りなく議了することができました。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策の切り札とも言われるワクチンの接種が日本でも始まりました。接種の方法や副反応など課題はあるようですが、たくさんの方に接種いただき、一日も早くコロナの影響から脱却できる日が訪れることを期待したいものです。

本日は、各地で積雪、降雪も見られ、まだまだ寒暖の差が大きな日が続くと思われま。皆様方には体調など崩されませぬようくれぐれもご自愛いただき、ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

○事務局員(岩田雄治君)

管理者から挨拶を申し上げます。

○管理者(山田拓郎君)

閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶申し上げます。

ただいまは上程いたしました議案につきまして、原案どおりお認めをいただきまして大変ありがとうございました。適正にしっかり執行してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

また、各市町もこれから3月議会があらうかと思ひます。新年度に向けての予算審議等あらうかと思ひますが、コロナ禍の中でワクチン接種も、今議長からもお話がありましたように始まっていきますので、この来る新しい年度が本当に明るい年度になっていくことを願うばかりです。またそうした中で各市町がさらにご発展されていくことをご祈念申し上げまして、私からの閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○事務局員（岩田雄治君）

以上で閉会式を終わります。

（閉会 午後 3時25分）

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年2月18日

議会議長 丹羽 孝

署名議員 矢嶋 恵美

署名議員 黒川 武